

宇土市シティプロモーション動画作成業務委託仕様書

1 委託業務名

宇土市シティプロモーション動画作成業務委託

2 業務の目的

第6次宇土市総合計画に掲げる「“輝くふるさと”宇土」を目指し、シティプロモーションを通じて市民が愛着と誇りを感じ市の魅力を発信することで、認知度及び価値・魅力を向上させ、未来へつながる持続的なまちをつくるための取組を行っているところである。

その一つとして、本市の様々な魅力を効果的に表現した動画を作成し、それを活用してシティプロモーションを展開することで、認知度・関心を高め、観光客の誘致及び移住・定住へつながるきっかけをつくることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月15日まで

4 業務内容

(1) 映像コンセプトの設定

市民が愛着と誇りを感じ、本市の認知度が向上するよう、「宇土市をよく知らない人」が興味・関心を持ってもらうことを想定。プロポーザルでの提案内容を基に本市と協議を行い、内容を決定する。

(2) 撮影

映像コンセプトに基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行う。なお、次の内容は原則委託業務に含むものとする。

- ①資料・素材の収集
- ②肖像権や著作権についての必要な手続き
- ③出演者、協力者、撮影地への交渉・許可
- ④使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

(3) 編集

①動画

撮影した映像の加工、編集、音楽、音声、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。編集、デザイン、レイアウト等は本市の意向を反映させるとともに、積極的な提案を行うこと。また、動画の完成までに本市による内容確認及び修正指示の機会を複数回設けること。

②サムネイル

撮影した映像を元に、加工や編集、テロップの挿入等により、YouTubeやSNS等で表示するためのサムネイル用画像を作成すること。

(4) 動画の要件

- ①再生時間は15秒から30秒程度のもの及び3分程度のものの2種類とすること。

また、SNSでの再生を想定し、最初の5秒程度で印象に残るような動画内容・構成にすること。

②規格は16：9とし、フルハイビジョン（1920×1080）以上の映像とする。

③YouTubeやInstagram等で再生可能なファイル形式（MP4、MOV等）とする。

④複数年（最低5年程度）使用可能な動画とすること。

(5) プロモーションの提案，実施

作成した動画を利用した訴求力のあるプロモーションの手法及び媒体について、提案すること。

また、受託者においても本動画を使用し、本市のプロモーション又は紹介をすること。

5 成果品

①業務完了報告書

②動画データ 一式

③DVD（MP4、MOV等複数データ形式） 2枚

④撮影素材 一式

⑤撮影素材一覧表

6 秘密保持

受託者は、本業務で知り得た個人情報等をはじめとする事項について、秘密を保持し、本市の許可なく他に使用してはならず、在職中はもとより退職後であっても何人にも漏洩してはならない。また、業務委託完了後は速やかに破棄すること。

7 資料の貸与

受託者は、本業務に必要な資料を本市から借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、業務終了後速やかに返却するものとする。

8 成果品の帰属

本業務で作成された成果品の著作権及び著作権は本市が所有するものとする。また、本市は、本業務で納品された成果品を期限の制限なく無償で加工及び二次利用できるものとする。

9 疑義の解決

本委託業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めない事項が生じた場合、受託者は本市と十分な打ち合わせ及び協議を行い、業務の遂行に支障のないよう努めなければならない。

10 その他

業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品に不良箇所が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正，補正，その他必要な措置を行うもの

とする。